

4．産地品種銘柄指定について

- (1) 品種登録を受けていれば、農産物検査法に基づく検査を受けて等級を得ることを前提に、産地品種銘柄とされていない品種も、品種名を表示できるようにすべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 米の表示については、米の取引は規格取引が一般的であり、米の生産者が農産物検査を受けている状況を踏まえ、消費者利益の保護を図るため、表示と中身の一致を確認する第三者認証の手法として農産物検査証明を活用することが最も合理的であるとの観点から、現在、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」において、農産物検査を受け証明を受けた米についてのみ、品種、産地、産年の表示ができることとしている。
- 2 しかしながら、米の生産、流通、販売等の形態が多様化している中で、品種等の表示をするにあたって農産物検査を必ず受けなければならないかどうかについては様々な意見がある。
- 3 このため、品種等の表示については、DNA鑑定等の農産物検査以外の根拠をもって表示することを可能にするかどうかを含めた「玄米及び精米品質表示基準」の見直しについて、消費者、事業者、学識経験者等からなる「食品の表示に関する共同会議」において昨年12月より検討を開始しているところである。

4．産地品種銘柄について

(2)現在、選定委員会などに対して産地品種銘柄指定の申請をする場合、過去から将来に渡る数年間の作付予定面積（面積要件は都道府県毎に異なる）の提出が求められる他、該当する都道府県での検査を求められる状況にある。

今後、農業経営の規模拡大に伴い、県間を越える生産を行う場合、このような都道府県毎に農業経営者が生産を行うことを前提とした指定制度は、農業経営者にとって経営規模拡大の大きな阻害要因となると考えられる。今後、廃止を含めて制度の見直しを検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 農産物検査は、米等の大量流通する農産物の効率的な流通を可能とする規格取引の根拠となっている。
- 2 米については、生産都道府県（産地）、品種を商品単位として流通しており、同じ品種の米であっても産地によって評価が異なるという実態がある。このため、農産物検査の産地品種銘柄は、米の流通実態に応じて、都道府県単位で設定されているものであることから、これを変更する状況にはないものと考えている。
- 3 なお、農産物検査は民間の登録検査機関が行っており、農産物検査を受けるか否かは生産者の任意となっている。

4．産地品種銘柄指定について

(3) 現在、生鮮食品についてもDNA鑑定が可能となっており、民間におけるDNA鑑定システムも普及していることから、品種の表示については、必ずDNA鑑定を行うことを内容に含む自主検査に基づく表示制度とすることも検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 米の表示については、米の取引は規格取引が一般的であり、米の農産物検査を受けている状況を踏まえ、消費者利益の保護を図るため、表示と中身の一致を確認する第三者認証の手法として農産物検査証明を活用することが最も合理的であるとの観点から、現在、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」において、農産物検査を受け証明を受けた米についてのみ、品種、産地、産年の表示ができることとしている。
- 2 しかしながら、米の生産、流通、販売等の形態が多様化している中で、品種等の表示をするにあたって農産物検査を必ず受けなければならないかどうかについては様々な意見がある。
- 3 このため、品種等の表示については、DNA鑑定等の農産物検査以外の根拠をもって表示することを可能にするかどうかを含めた「玄米及び精米品質表示基準」の見直しについて、消費者、事業者、学識経験者等からなる「食品の表示に関する共同会議」において昨年12月より検討を開始しているところである。